

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月26日
【事業年度】	第11期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社enish
【英訳名】	enish, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安徳 孝平
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03（6447）4020（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 高木 和成
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03（6447）4020（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 高木 和成
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	5,482,714	4,970,856	4,382,139	5,449,018	3,959,923
経常損失 () (千円)	1,004,398	401,961	911,133	712,671	1,462,710
当期純損失 () (千円)	1,447,762	340,664	982,851	719,099	1,469,585
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	962,897	1,169,245	1,169,295	1,801,370	2,238,517
発行済株式総数 (株)	7,187,880	7,800,800	7,801,600	9,001,600	10,801,600
純資産額 (千円)	1,619,420	1,685,780	743,211	1,306,402	718,890
総資産額 (千円)	2,253,470	2,177,646	1,682,226	1,874,048	1,727,676
1株当たり純資産額 (円)	224.35	215.96	89.97	138.53	60.33
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	207.53	45.13	125.99	81.06	142.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.6	77.4	41.7	66.5	37.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	837,356	189,638	885,397	381,701	1,521,878
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	41,879	223,186	416,046	11,664	37,559
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	496,865	244,980	160,024	953,331	1,213,820
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	946,537	778,660	469,690	1,029,319	683,589
従業員数 (人)	158	128	141	134	117
(外、平均臨時雇用者数)	(18)	(32)	(44)	(41)	(35)
株主総利回り (%)	37.9	35.6	85.4	37.3	44.5
(比較指標：TOPIX) (%)	(109.9)	(107.9)	(129.1)	(106.2)	(122.3)
最高株価 (円)	2,116	848	3,475	1,334	1,435
最低株価 (円)	512	386	502	436	400

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
 4. 第7期から第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
 5. 第7期から第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 6. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
 7. 第7期から第11期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 8. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

当社は、2009年2月に株式会社シンクロア(現Kii株)のアプリケーション開発事業部門としてソーシャルアプリ(注1)の開発を開始し、同年同月に株式会社Synphonie(現株enish)を設立し、モバイルゲームの提供を行ってまいりました。

設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	事項
2009年2月	株式会社シンクロア(現Kii株)のアプリケーション開発事業部門としてソーシャルアプリの開発を開始。 株式会社シンクロア(現Kii株)の100%子会社として資本金100万円で株式会社Synphonie(現株enish)を設立。
2009年10月	全国の飲食店と位置情報に連動したソーシャルアプリ「ぼくのレストラン」を発表。
2010年6月	レストランの経営シミュレーションゲーム「ぼくのレストラン」を公開。
2010年7月	グリー株式会社が当社へ出資。
2010年11月	アパレルショップの経営シミュレーションゲーム「ガルシヨ」を公開。
2011年4月	本社を東京都渋谷区に移転。
2011年6月	探索型RPG(注2)「ボクらのポケットダンジョン」を公開。
2011年7月	グリー株式会社と業務提携。
2011年7月	料理バトルゲーム「料理の鉄人」を公開。(株式会社フジテレビジョンと協業)
2011年12月	No.1モデル育成シミュレーションゲーム「プラチナガール」を公開。
2012年1月	探索型RPG「ボクらのポケットダンジョン2」を公開。
2012年7月	カードバトルゲーム「ドラゴンタクティクス」を公開。
2012年9月	株式会社enishに商号変更。
2012年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2013年5月	カードバトルゲーム「魁!!男塾～連合大闘争編～」を公開。
2013年12月	東京証券取引所第一部に市場変更。
2014年3月	本社を東京都港区に移転。
2016年1月	みんなで×つなげるバトルRPG「12オーディンズ」を公開。
2016年1月	ファッションレンタルサービス「EDIST. CLOSET」を開始。
2017年10月	『櫻坂46』初となる公式ゲームアプリ「櫻のキセキ」を公開。
2019年10月	『HIGH&LOW』シリーズ初となる公式ゲームアプリ「HIGH&LOW THE GAME ANOTHER WORLD」を公開。

- (注) 1. ソーシャルアプリとは、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などのコミュニティをプラットフォームとし、ユーザー同士の繋がりや交流関係を機能に活かしたWebアプリケーションのことです。
2. RPGとは、ロールプレイングゲームの略称で、一定の条件下で与えられる試練(冒険、難題、探索等)を乗り越えて、仲間と協力して目的の達成を目指すゲームのことを指します。

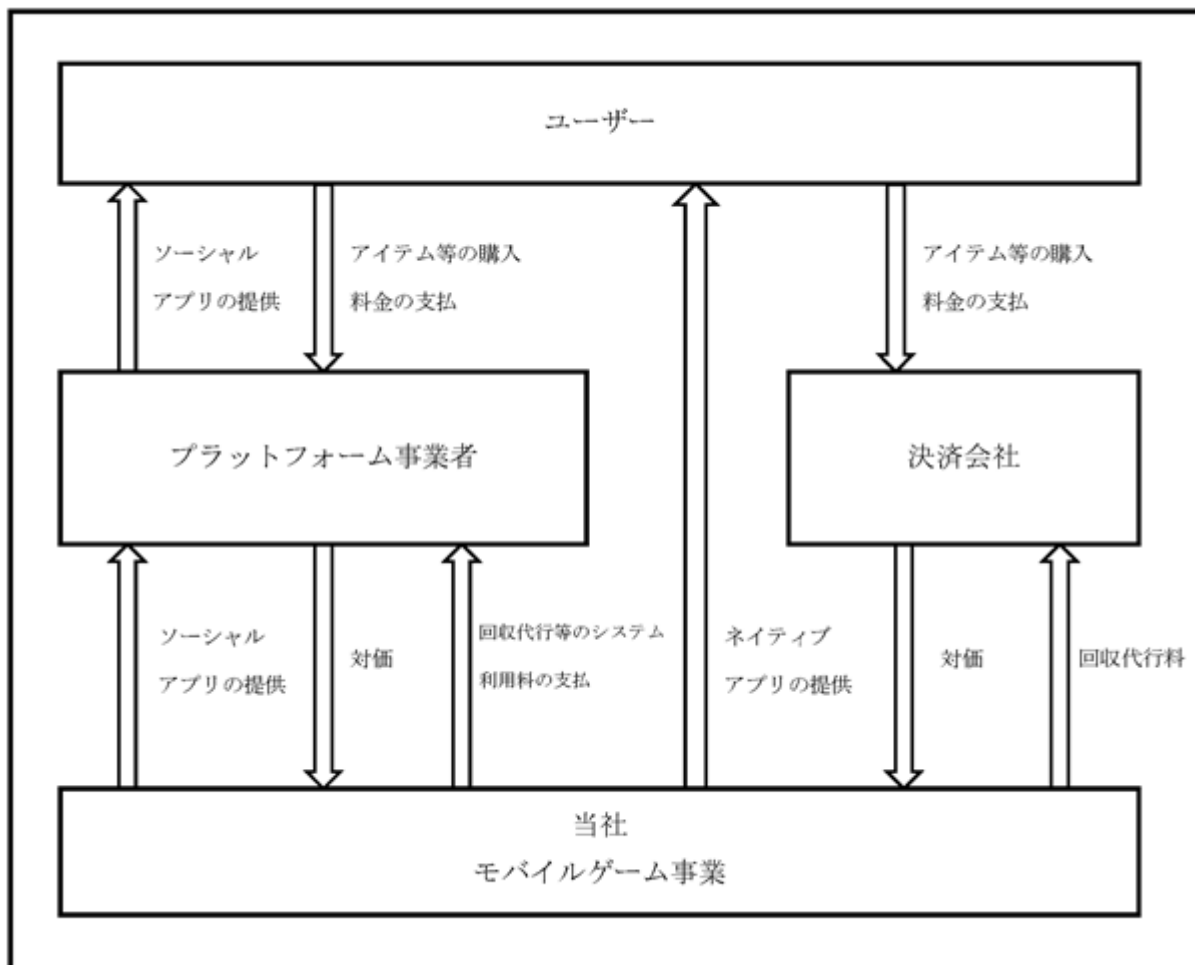
3【事業の内容】

当社は、インターネットを通じたソーシャルアプリの企画・開発・提供を行うモバイルゲーム事業を主たる事業としています。当社の提供するサービスについては、主に「AppStore」「GooglePlay」上においてサービスを提供するネイティブアプリケーション（注1）の配信を中心としております。また、ソーシャルゲームプラットフォーム（注2）を通じてもサービスを提供しており、ユーザーへの課金、料金の回収は当該ソーシャルゲームプラットフォーム事業者に委託するとともに、当社はその対価としてシステム利用料等を支払っております。

- （注）1．ネイティブアプリケーションとは、特定のコンピューターの機種やOS上で直接実行可能なプログラムで構成されたアプリケーションソフトウェアのことをいいます。
- 2．プラットフォームとは、ソフトウェアやハードウェアを動作させるために必要な、基盤となるハードウェアやOS、ミドルウェア等のこと。また、それらの組み合わせや設定、環境などのことです

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



当社が提供するソーシャルアプリの内容

当社は2009年にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）プラットフォーム事業者がそのプラットフォームをオープン化（注）したことに伴い、独自の経営シミュレーションゲーム「ぼくのレストラン」の提供を皮切りに国内モバイルゲーム市場に参入しました。

当社が提供する主要なアプリは下記のとおりとなります。

2019年12月31日現在

提供ソーシャルアプリ名	内容
ぼくのレストラン	1,000種類以上の料理が作れるレストラン経営シミュレーションゲーム
ガルシヨ	世界中で商品を買付けてアパレルショップを運営するシミュレーションゲーム
料理の鉄人	伝説の鉄人との料理バトルゲーム（㈱フジテレビジョンとの共同企画）
魁!!男塾～連合大闘争編～	人気コミック「魁!!男塾」の塾生となって男の中の男を目指すカードバトルゲーム
樺のキセキ	「樺坂46日向坂46」初の公式ゲームアプリ。グループが歩んだ成長の軌跡と、メンバーが努力し続けることで起こした奇跡をたどるドキュメンタリーライブパズルゲーム
HIGH&LOW THE GAME ANOTHER WORLD	「HIGH&LOW」シリーズ初の公式ゲームアプリ。 男たちの友情と熱き闘いを描く爽快アクションRPG

（注）プラットフォームのオープン化とは、SNSプラットフォームのAPI（Application Programming Interface）：開発を効率的に行うための技術）を外部のサービス事業者や開発者に開放することです。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
117 (35)	36.5	4.0	5,943,231

（注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社はエンターテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておられません、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社では、Link with Funというスローガンのもと、「世界中にenishファンを作り出す」ことをミッションに、より多くのお客様に楽しんでいただけるよう魅力的なサービスの提供に取り組んでまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社が重視している経営指標は、売上高及び営業利益であります。売上高及び営業利益を継続的に成長させ、企業価値向上を図ってまいります。

(3) 経営環境及び経営戦略

当社には、「第2 事業の状況 2事業等のリスク (3)重要事象等について」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当社は、当該状況を解消すべく、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載した対応策の実施により、収益の向上及びコストの削減を進め、事業基盤と財務基盤の強化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。

また、当社の主な事業領域である、モバイルゲーム事業を取り巻く環境につきましては、世界市場については、アジアを中心にさらに成長し、グローバル化によるマネタイズ機会が拡大していく見通しであります。国内市場については、一定の成熟傾向は見られるものの、その市場規模は今後も拡大する見通しであります。

当社は競争環境の激しいモバイルゲーム市場において、以下の戦略により事業拡大に取り組んでおります。

モバイルゲーム運営ノウハウの蓄積

モバイルゲームは、ユーザーの嗜好の移り変わりに合わせて、リリース後もゲームに改良を加えたり、新規ゲーム内イベント等を導入することにより課金を獲得していくビジネスモデルです。当社の場合は、ゲームのリリース後も徹底したユーザーの行動履歴の分析を行うことにより、ゲームの利用率、継続率、課金率などの指標が改善するよう継続的にゲームに改良を加えております。これらの分析力の蓄積が当社の強みだと考えており、新規タイトルの企画・開発等にこれらのノウハウを生かすことでモバイルゲーム市場に戦略的にサービスを提供していく所存であります。

ブラウザタイトルの収益維持

当社は、「ぼくのレストラン」「ガルシヨ」等の経営シミュレーションゲームなど女性ユーザーが多くライフタイムバリュー(注1)が高いブラウザタイトルを運営しております。一般的にタイトルリリースから時間が経過すると、収益は縮小する傾向となりますが、当社としましては、新機能の追加、新規ゲーム内イベントの導入、テーマやアートのクオリティ担保等によりブラウザタイトルの運営力を引き続き強化するとともに、他社IP(注2)とのコラボレーション強化による施策等により、収益性を維持していく方針であります。

(注)1. 顧客生涯価値のことをいいます。

2. Intellectual Propertyの略称で、著作権等の知的財産をいいます。

ネイティブアプリケーションゲームの展開

当社は、競争力を高めるために、既存のブラウザゲームにより得られる安定した収益及びブラウザゲームで培った技術力を活かし、ネイティブアプリケーションゲームを提供してまいりましたが、今後も、クオリティの高いネイティブアプリケーションゲームを継続的かつ安定的に提供し続けることが重要であると認識しております。

一方で、新規タイトルの開発では、開発費、広告費が高騰しておりますが、開発タイトル数を絞り、自社開発と他社との共同開発の2つのアプローチで各種リスクを低減しながら、グローバル配信を推進してまいります。

事業の選択と集中、コストコントロール

当社は、徹底的なコスト削減や、事業の選択と集中により、事業基盤の安定化を図ってまいります。具体的には、既存タイトルについては、外注先や運営体制の見直しを継続的に行うことによるコスト削減を行うほか、その中においても収益が見込めない既存タイトルについては、それらの事業譲渡・配信終了も視野に対応する方針であります。

また、新規タイトルの開発時においては、自社開発と中国企業との共同開発に分散することにより開発に伴う各種リスクの低減を図りながら、人員体制および協力企業の技術力を慎重に見積もることで、開発スケジュールの遅延等による開発費の増加が生じないように努めてまいります。

プロダクトラインの増強とサービス品質の向上

当社におきましては、経営シミュレーションゲーム、パズルゲーム、ロールプレイングゲーム等の開発・運用で培ったノウハウをさまざまなカテゴリーのゲームで展開すべく、人材採用を行いプロダクトラインの増強を行っております。収益性を考慮した人員の最適化、または、社内研修の強化、福利厚生の実施を図るとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的にリリースしていくことで優秀な人材の採用強化につなげたいと考えております。また、サービス提供前に徹底した検証作業を実施し、サービス品質の向上に努めるとともに、サービス提供後も前述の行動分析をベースにユーザー満足度の高いサービス提供を目指しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

確固たる収益基盤の確立

モバイルゲーム市場は、国内においては成熟傾向は見られるものの、今後もアジアを中心に世界規模で拡大していく見通しであります。今後、当社が安定して成長するためには、確固たる収益基盤を確立する必要があります。当社は、採算性の高い効率的なモバイルゲームの運営を行うとともに、魅力的なモバイルゲームコンテンツを継続して提供していくことにより、新たな収益源を確保していくことが経営上重要な課題であると考えております。

モバイルゲーム開発のリスク分散

モバイルゲームは、スマートフォン・タブレット端末の高性能かつ多機能化と、ユーザーの趣味嗜好の多様化により、新規タイトルの開発では開発期間の長期化や、開発費が高騰する傾向があります。当社は、今後新たに開発するタイトルにおいては、これまでの開発経験とノウハウを活かすとともに、自社開発と他社との共同開発の2つのアプローチを持つことで、開発に伴う各種リスクの低減に努めてまいります。

海外マーケット展開の強化

海外のモバイルゲーム市場においては「AppStore（注1）」「GooglePlay（注2）」を通じて急速に拡大しております。当社としましては、モバイルゲーム市場における規模・成長性が大きい海外市場への参入として、まずは中国、香港、台湾、マカオ等のアジア市場を中心に、サービス展開を積極的に取り組んでいく方針であります。

(注) 1. AppStoreとは、Apple Inc.が運営する、iPhone、iPad等向けアプリケーションのダウンロードサービスのことをいいます。

2. GooglePlayとは、Google Incが運営する、主にAndroid端末向けアプリケーションのダウンロードサービスのことをいいます。

優秀な人材確保と育成

当社は、今後の事業拡大と継続的な企業価値向上を図るためには、高い専門性を持つ優秀な人材の確保と育成が必要と認識しております。当社としましては、福利厚生の実施等の環境の改善と、志望者を惹きつけるようなサービスを継続的に提供していくことで採用強化につなげたいと考えております。また、社内研修の強化やチームの枠を超えた交流により、知見とノウハウを得ることで人材の育成につなげてまいります。

サイトの安全性及び健全性の確保

当社が提供するサービスは、不特定多数のユーザーが登録をしていることから、ユーザーが安全かつ安心して利用できる環境を維持していくことが当社の信頼性の向上につながると考えております。ユーザーが安心して当社のサービスを利用できるよう、当社は個人情報保護や知的財産保護のためのガイドラインを設け、サイトの安全性・健全性の確保に努めており、今後も継続していく方針であります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業内容に関するリスクについて

モバイルゲーム市場について

当社の事業領域であるモバイルゲーム市場は、当面は世界的に市場拡大が続いていくものと見込んでおります。しかし、予期せぬ法的規制や通信事業者の動向により、市場全体の成長が大きく鈍化した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

プラットフォーム運営事業者等の動向

当社のモバイルゲーム事業は、大手プラットフォーム事業者を中心とした複数のSNSプラットフォームや「AppStore」「GooglePlay」上において、それぞれ各社のサービス規約に従いサービスを提供しており、当該プラットフォーム事業者等に対して、回収代行手数料、システム利用料等の支払いを行っております。

また、当社の売上高に関しネイティブアプリケーションゲームの比率が高まっていることから、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2社への収益依存が大きくなっております。これらプラットフォーム運営事業者等の事業戦略の転換や動向によっては、手数料率の変動等何らかの要因により、当社への事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社の事業領域であるモバイルゲーム市場は、インターネット環境やネットワーク技術等に密接に関連しており顧客ニーズの変化や新しいサービスの導入などにあわせて、通信技術やデバイス等の技術革新の速度が極めて速いという特徴があります。当社はそうした技術革新に対応できる体制づくりに努めており、当面の課題としてスマートフォン対応を進め、スマートフォンにおける収益の拡大を図っていく所存であります。今後において技術革新のスピードに適時に対応出来ない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

モバイルゲーム事業のビジネスモデルについて

当社のモバイルゲームにおいては、アプリ内でのアイテム課金による収益が主たる収入となっており、ユーザーに継続してアイテム課金を利用してもらえよう、ユーザーの嗜好にあった課金アイテムの提供を行っております。しかし、ユーザーの課金アイテムの利用が継続して促進されない状況になった場合、想定していた課金アイテムの販売による収益が得られない可能性があります。この結果、当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

制作・開発コストの増加について

当社では、新規のタイトル及び既存タイトルを含め、大量のアイテム、キャラクター（イラスト）制作が発生します。限られた期間内に一定の質・量を維持するために、社内での制作に加え、制作を社外に委託しております。また、定常化した特定の制作委託先に依存することの無いよう、複数の制作委託先への分散化に努めています。しかし、モバイルゲーム業界においては、新規参入企業の増加に伴い、制作委託先の確保が困難になる場合や、委託費用が上昇することが想定されます。この結果、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

競合の動向について

当社のモバイルゲーム事業については、現時点で競合他社が多数存在しているほか、新規参入事業者も非常に多く見受けられます。また、ユーザーがモバイルゲームを利用する環境は、スマートフォン等の高機能情報端末に急速に移行しつつあり、高機能な端末を利用することで、よりユーザーを惹きつける本格的なゲームの機能や表現が実現できるため、現在の競合に加え、パソコンや専用端末におけるゲームメーカーとの競合も予想されます。

当社としましては、これまで培ってきたモバイルアプリ運営のノウハウを生かして、ユーザーのニーズに合致した独自性の強いタイトルの投入を継続していく所存ではありますが、競争環境の更なる激化等、競合の状況によっては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ブラウザタイトルへの依存について

「ぼくのレストラン」「ガルショ」など女性ユーザーが多くライフタイムバリューが高いブラウザタイトルを運営しており、現時点では、依然としてブラウザタイトルの売上高の割合が高くなっております。今後ユーザーの嗜好性の変化等により、ブラウザゲーム市場が縮小した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

システム障害について

当社の事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しており、自然災害や事故などにより通信ネットワークが遮断された場合には、サービスを提供することが不可能な場合があります。また、アクセスの一時的な増加による負荷増大によって、当社のサーバーが停止し、サービス提供に支障が出る場合があります。

更には、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等の犯罪や当社担当者の過誤等によって、当社のシステムに重大な影響が出る場合があります。当社としましては、定期的なシステムのバックアップを実施するとともに、外部のデータセンターを利用することでセキュリティ強化や安定的なシステム運用が出来るような体制の構築に努めておりますが、前述のような状況が発生した場合には、当社への損害賠償等により直接的な損害が生じる可能性のほか、当社及び当社システムへの信頼の低下により、間接的に当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理

当社は、当社が運営するモバイルゲームの利用者の個人情報を取得する場合があります。当社では、セキュリティポリシーを定めるとともに、社内教育を通じて関連ルールを周知徹底し、「個人情報の保護に関する法律」の遵守に努めております。また技術的対応として、専用サーバーに保管しアクセス制限を設けるなど、システムの強化等に努め、個人情報の厳格な管理を行っております。しかしながら、このような対策にも関わらず個人情報の漏えい等の事態が発生した場合には、当社に対する信用の失墜、損害賠償の請求等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

サイトの健全性、安全性の維持

当社がネイティブアプリケーションのタイトル展開を行う「AppStore」「GooglePlay」においては、不特定多数の個人会員が各会員間においてコミュニケーションが取れる掲示板を当社が設置し、監視・管理を行う必要があります。当社としましては、健全なコミュニティを育成するべく、ユーザーに対して利用規約で不適切な利用の禁止を明示しております。また、常時適切なモニタリングを行い、規約違反に対しては厳重に対処していく所存であります。しかしながら、会員によるアプリケーション内の行為を完全に把握することは困難であることから、会員の不適切な利用に起因するトラブル等が生じた場合には、利用規約の内容にかかわらず当社が法的責任を問われる可能性があるほか、当社及び当社アプリケーションへの信頼の低下により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業運営・組織体制に関するリスク

人材の採用と育成について

当社は、継続して優秀な人材の確保・育成が重要な課題となります。現在も採用による人材の獲得に加え、入社後の社内における研修、各種勉強会の開催、福利厚生の充実など、社員の育成及び人材の流出に対応した各種施策を推進しております。しかし、新規の採用や社内における人材の育成が計画通りに進まず、適正な人員配置が困難になった場合は、増強を要する部門に業務委託契約による委託先や派遣社員を投入することが必要な場合も想定されます。これにより、一時的な業務委託費等の発生、必要な能力を有した人材の適所への配置の困難、社内に知見等のノウハウが蓄積されないことなどが当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

当社は、内部関係者の不正行為が発生しないよう、法令や企業倫理に沿った各種規程や行動指針を制定するとともに、内部通報制度や内部監査室・監査役会の設置等、内部統制の充実を図っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等、不測の事態が発生した場合、当社の業績及び事業展開に重要な影響を与える可能性があります。

知的財産権の管理

当社は、自社で提供しているサービスに関して、第三者が保有する知的財産権を利用する場合には、当該第三者の使用許諾を得ており、今後も第三者が保有する知的財産権を利用する場合は、同様に使用許諾を得る方針であります。また、当社従業員・従業員による知的財産権の持ち出しがリスクとして考えられますが、社内の管理体制を強化し、社員教育の強化を図っております。現時点で、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟を提起または通知されている事実はなく、一切他者の知的財産権を侵害していないという認識ではありますが、万一、当社の認識外で、第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償請求や使用差止請求を受け、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。また、資金調達と資本の充実を目的として、ストック・オプション以外の新株予約権も発行しております。現在付与されている、または今後付与又は発行する新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式数が増加し、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。2019年12月末現在、これらの新株予約権による潜在株式数は837,160株であり、発行済株式総数10,801,600株の7.8%に相当しております。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元について経営の最重要課題の一つとして位置づけており、剰余金の配当については総配分性向を重視しつつ、より高い水準に引き上げることを目指しております。

当社は、今後も事業展開に備えた内部留保の充実に努め、成長を継続させることで企業価値を高めてまいります。あわせて、当社株式を保有する株主の皆様に対する利益還元として、総配分性向20%を目途とした業績に応じた株主配当を継続的に実施させていただく方針です。しかしながら、配当政策が業績に連動しているため、業績が悪化した場合、これにともなって配当が減少し又は無配となる可能性があります。

(3) 重要事象等について

当社は、前事業年度まで4期連続となる営業損失及び5期連続となるマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、当事業年度においても、新規タイトルの開発コストが先行して計上されることから、営業損失1,456百万円、マイナスの営業キャッシュ・フロー1,521百万円となりました。

これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消し事業基盤及び財務基盤の安定化を実現するために、「第2事業の状況 3 経営者による財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載のとおり、対応策を実施することにより、当該事象を早期に解消し、事業基盤及び財務基盤の安定化を進めてまいります。既存タイトルの売上動向、新規タイトルの売上見込及び運営タイトルの各種コスト削減については将来の予測を含んでおり、当事業年度においては引き続き業績の回復状況を慎重に見極める必要があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、企業収益の回復や個人消費の持ち直しの動きがみられ、緩やかな景気回復基調が継続しております。

当社の主な事業領域である、モバイルゲーム事業を取り巻く環境につきましては、世界市場については、アジアを中心にさらに成長し、グローバル化によるマネタイズ機会が拡大していく見通しであります。国内市場については、一定の成熟傾向は見られるものの、その市場規模は今後も拡大する見通しであります。

このような事業環境の中、当社では当事業年度においては、2019年10月25日に、『HIGH&LOW』シリーズ初となる公式ゲーム、「HIGH&LOW THE GAME ANOTHER WORLD」をリリースいたしました。また、2周年を迎えた『櫻坂46日向坂46』初となる公式ゲームアプリ「櫻のキセキ」は、コラボレーション施策等を実施し、ゲーム内の活性化を図りました。このように、魅力的なキャンペーンや施策を継続的に実施していくことで収益基盤の安定化に努めてまいります。さらに、9周年を迎えた「ぼくのレストラン2」「ガルショ」は、新機能の追加や継続的なコラボレーションの実施、コストコントロールにより安定した収益を確保しております。今後もよりきめ細やかな対応を図り、ユーザーの皆様の満足度向上に努めてまいります。

当社は、2020年1月17日に、未来型アクションRPG「VGAME」、2020年1月22日に、オリジナルタイトルドラマチック共闘オンラインRPG「De:Lithe（ディライズ）～忘却の真王と盟約の天使～」をリリースしており、「De:Lithe（ディライズ）～忘却の真王と盟約の天使～」は、配信9日目で300万ダウンロードを突破するなど、今後の収益寄与が期待されますが、これらの新規タイトルの開発コストが当事業年度において計上されております。

しかしながら、前事業年度に既存タイトル「12オーディンズ」の配信を終了したこと、ファッションレンタルサービス「EDIST.CLOSET」の事業譲渡を実施したこと、既存タイトルの売上高が周年イベントの盛り上がり欠けるなどの理由から想定よりも伸び悩んだこと、などの理由により売上高は減少しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は3,959百万円（前事業年度比27.3%の減少）、営業損失は1,456百万円（前事業年度は716百万円の営業損失）、経常損失は1,462百万円（前事業年度は712百万円の経常損失）、当期純損失は1,469百万円（前事業年度は719百万円の当期純損失）となっております。

なお、当社はエンターテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比べ、345百万円減少し、683百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により使用した資金は、1,521百万円（前事業年度は381百万円の使用）となりました。これは主に、税引前当期純損失1,467百万円、売上債権の減少額131百万円、未払消費税等の減少額96百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は、37百万円（前事業年度は11百万円の使用）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出4百万円、敷金及び保証金の差入による支出26百万円、関係会社貸付による支出6百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により獲得した資金は、1,213百万円（前事業年度は953百万円の獲得）となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入860百万円、長期借入による収入550百万円によるものであります。

生産・受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

b. 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、受注実績は記載しておりません。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

事業の名称	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	前年同期比(%)
エンターテインメント事業(千円)	3,959,923	72.7
合計(千円)	3,959,923	72.7

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Apple Inc.	1,635,971	30.0	1,066,992	26.9
グリー株式会社	973,933	17.9	862,194	21.8
Google Inc.	1,034,420	19.0	741,906	18.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

財政状態の分析

a. 資産

当事業年度末の資産につきましては、前事業年度末に比べて146百万円減少し、1,727百万円となりました。これは主に、前渡金の増加(前事業年度末比27百万円の増加)、その他流動資産の増加(前事業年度末比67百万円の増加)があった一方で、現金及び預金の減少(前事業年度末比139百万円の減少)、売掛金の減少(前事業年度末比131百万円の減少)によるものであります。

b. 負債

当事業年度末の負債につきましては、前事業年度末に比べて441百万円増加し、1,008百万円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の増加(前事業年度末比550百万円の増加)があった一方で、前受金の減少(前事業年度末比52百万円の減少)によるものであります。

c. 純資産

当事業年度末の純資産につきましては、前事業年度末に比べて587百万円減少し、718百万円となりました。これは主に、当期純損失を1,469百万円計上したものの、第三者割当による行使価額修正条項付第12回新株予約権の権利行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ437百万円増加したことによるものであります。

経営成績の分析

当事業年度の業績は、売上高3,959百万円(前事業年度比27.3%の減少)となりました。売上原価は4,657百万円(前事業年度比11.6%の減少)、販売費及び一般管理費は758百万円(前事業年度比15.1%の減少)となり、この結果、営業損失は1,456百万円(前事業年度は716百万円の営業損失)、経常損失は1,462百万円(前事業年度は712百万円の経常損失)、当期純損失は1,469百万円(前事業年度は719百万円の当期純損失)となりました。

a. 売上高

前事業年度においてサービス終了をしたタイトル及び事業の譲渡があったこと、既存タイトルの売上高が周年イベントの盛り上がり欠けるなどの理由から想定よりも落ち込んだこと、当事業年度に配信の新規タイトル「HIGH&LOW THE GAME ANOTHER WORLD」は継続率が低くアクティブユーザーを想定通り維持することができなかったこともあり収益貢献が限定的であったほか、新規タイトルの遅延が重なり、売上高が減少いたしました。この結果、売上高は3,959百万円となりました。

b. 売上原価、売上総利益

売上高減少に伴い支払手数料等の変動費の減少はあったものの、売上原価は4,657百万円となりました。これは主に労務費861百万円、既存・新規タイトル制作に伴う外注費1,117百万円及びプラットフォーム事業者等への支払手数料2,102百万円となり、この結果、売上総損失は697百万円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は758百万円となりました。これは主に、労務費252百万円、広告宣伝費135百万円、支払手数料101百万円となり、この結果、営業損失は1,456百万円となりました。

d. 営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益は9百万円、営業外費用は15百万円となりました。営業外収益は主に債務整理益8百万円、営業外費用は主に支払利息11百万円となり、この結果、経常損失は1,462百万円となりました。

e. 特別損失及び当期純利益

特別損失は4百万円となりました。特別損失は当社の有形無形固定資産についての減損損失となり、この結果、税引前当期純損失は1,467百万円となり、法人税、住民税及び事業税の計上により、当期純損失は1,469百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営戦略の現状と見通し

当社では、創業以来モバイルゲームの企画、開発及び運営を行うことに重点をおき、質の高いサービスをユーザーに提供することで収益基盤を拡大してまいりました。

当事業年度につきましては、既存タイトルの売上高の維持を図るとともに、効率的な運営体制の見直し等によるコスト削減を行ってまいります。新規タイトルについては、直近に配信をした「VGAME」「De:Lithe(ディライズ)～忘却の真王と盟約の天使～」による収益貢献、IPタイトルの自社開発・中国企業との共同開発を行い、グローバル配信を推進するなど、売上収益の拡大を図ってまいります。

経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策

当社には、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (3) 重要事象等」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当社は、当該状況を解消し事業基盤及び財務基盤の安定化を実現するために、以下の対応策を講じております。

a. 事業基盤の安定化

既存タイトルについては、品質管理による収益力の強化、外注先や運営体制の見直しを継続的に行うことによるコスト削減を行ってまいります。新規タイトルについては、直近配信したタイトルの海外展開の推進、他社IPタイトルとのコラボレーション実施など効果的な運営により、売上収益の拡大を進めてまいります。また、IPタイトルの自社開発と中国企業との共同開発に分散することにより、開発に伴う各種リスクの低減を図りながら、開発スケジュールの遅延等による開発費の増加が生じないよう努めてまいります。なお、収益性が高く見込まれるタイトルに対して優先的に開発・運営人員を配置することにより、当社の収益改善を図ってまいります。

b. 財務基盤の安定化

財務面につきましては、2019年1月7日付で発行した第三者割当による行使価額修正条項付第12回新株予約権が2019年7月30日までにすべて行使された結果、864百万円の資金調達をしております。また、取引金融機関1社から550百万円の借入を行っております。今後については、複数社の取引金融機関や協業先と良好な関係性を築いておりますので、引き続き協力を頂くための協議を進めております。売上高やコスト等の会社状況を注視し、必要に応じて速やかな各種対応策の実行をしております。

しかしながら、既存タイトルの売上動向、新規タイトルの売上見込及び運営タイトルの各種コスト削減については将来の予測を含んでおり、当事業年度においては引き続き業績の回復状況を慎重に見極める必要があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要のうち主な内容は、モバイルゲームの開発・運営に係る人件費及び外注費並びに広告宣伝費等の運転資金であります。当社では、運転資金につきましては、自己資金及び借入金等により資金調達をしておりますが、必要に応じて資本金の資金調達を実施しております。

当事業年度においては、営業活動により1,521百万円、投資活動により37百万円を使用し、財務活動により1,213百万円の資金を調達しております。

各項目の主な要因については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、売上高及び営業利益を継続的に成長させ、企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。このため、売上高及び営業利益を重要な指標として位置付けております。

しかしながら、当事業年度の業績は、既存タイトルの伸び悩みや、新規タイトル3本投入予定のなか、2タイトルを翌事業年度へ延期したこと等が重なり、減収減益となりました。

当事業年度における売上高は3,959百万円（前事業年度比27.3%の減少）、営業損失は1,456百万円（前事業年度は716百万円の営業損失）となっております。引き続き当該指標の改善に邁進していく所存であります。

4 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
GREE株式会社	GREE Platform参加契約書	GREE Platformへの参加に関する契約	2010年6月22日から 2011年6月21日まで (注1)
GREE株式会社	業務提携契約書	アプリ提供に関して収益拡大を目的としたGREE株式会社との業務提携契約	2013年4月23日から 2014年4月22日まで (注2)

- (注) 1. 期間満了の1ヶ月前までに当社または相手方のいずれからも延長拒絶の申し出がない限り、1年毎に自動更新。
2. 期間満了の3ヶ月前までに当社または相手方のいずれからも延長拒絶の申し出がない限り、1年毎に自動更新。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度におきましては、開発環境の整備に対処するために、4百万円の設備投資をいたしました。設備投資の主な内容は、社員貸与を目的としたPC等の購入であります。

なお、第9期より、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の有形無形固定資産について、当初想定していた収益と今後発生することが見込まれる収益に差異が生じ、減損の兆候が把握されたことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

2【主要な設備の状況】

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	商標権 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事業所用設備	-	-	-	-	-	117(35)

(注) 1. 本社の建物を賃借しており、賃借料として222,750千円計上しております。

2. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は、期中の平均人員を()内に外数で記載しております。

3. 当社には現在休止中の設備はありません。

4. 当社の事業セグメントは、単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年3月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,801,600	10,944,920	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	10,801,600	10,944,920	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加143,320株は、新株予約権の行使による増加であります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2010年5月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 8名 当社関係会社従業員 1名
新株予約権の数(個)	7,166[3,583]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	286,640[143,320](注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25(注)2, 5
新株予約権の行使期間	自 2012年5月18日 至 2020年5月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25 資本組入額 13 (注)2, 5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の発行日（以下、「発行日」という）後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合比率}$$

発行日後、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

ただし、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円単位未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行済株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行済株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行済株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社等の従業員等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した従業員等については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が社外協力者として認定された地位に該当しなくなった場合においては、当社取締役会において特に認めた場合には、当社取締役会の決定に従い新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従い計算された数を上限として、割当された権利の一部または全部を行使することができる。（ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）

- () 割当日後、2年を経過した日以降、3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に2分の1を乗じた数
- () 割当日後、3年を経過した日以降、4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に4分の3を乗じた数
- () 割当日後、4年を経過した日以降、8年を経過する日までの期間においては、割当された権利の数に4分の4を乗じた数

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は認めない。

5. 当社は、2012年9月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、また2013年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2011年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 54名
新株予約権の数(個)	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,120(注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	124(注)2, 5
新株予約権の行使期間	自 2013年9月28日 至 2021年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 124 資本組入額 62 (注)2, 5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の発行日(以下、「発行日」という)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合比率

発行日後、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円単位未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社普通株式につき時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行済株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行済株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行済株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した取締役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた権利の一部または全部を行使することができる。(ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。)

- () 割当日後、2年を経過した日以降、3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に2分の1を乗じた数
- () 割当日後、3年を経過した日以降、4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に4分の3を乗じた数
- () 割当日後、4年を経過した日以降、8年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に4分の4を乗じた数

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。

5. 当社は、2012年9月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、また2013年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2014年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 28名 当社関係会社従業員 1名
新株予約権の数(個)	1,520
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,615(注)2
新株予約権の行使期間	自 2016年4月1日 至 2023年1月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,615 資本組入額 808 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の発行日(以下、「発行日」という)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合比率

発行日後、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

ただし、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円単位未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社普通株式につき時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行済株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行済株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行済株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2015年12月期から2021年12月期までのいずれかの期において、当社の営業利益が20億円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任または退職した取締役、監査役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる本新株予約権の数を上限として6ヶ月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者が当社との間に締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。

第8回新株予約権

決議年月日	2017年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 3名
新株予約権の数(個)	1,254
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自 2017年4月13日 至 2027年4月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 新株予約権の発行日(以下、「発行日」という)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合比率}$$

発行日後、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。
3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づいて本新株予約権の割当日以降に提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。)、又は四半期報告書に記載された連結四半期損益計算書(四半期報告書における四半期損益計算書についても同様。)において、営業利益を計上した場合に、営業利益を最初に計上した期の有価証券報告書、又は四半期の四半期報告書の提出日の翌月1日から2027年4月12日までに、本新株予約権を行使することができる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

上記 及び に加えて、新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部または一部を行使することができる。なお、行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- ア．2017年4月13日から2018年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の25%を上限として行使することができる。
- イ．2018年4月13日から2019年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の50%を上限として行使することができる（前記アにおいて行使することが可能となっている25%を含む。）。
- ウ．2019年4月13日から2020年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の75%を上限として行使することができる（前記イにおいて行使することが可能となっている50%を含む。）。
- エ．2020年4月13日から2027年4月12日までは、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5．譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回新株予約権（2017年4月13日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
新株予約権の数(個)	1,800	1,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000(注)1	180,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502(注)2.3	502(注)2.3
新株予約権の行使期間	自 2017年4月28日 至 2027年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1 株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の末日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額 (但し、上記 3. に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。) に 50% を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という。) は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 本新株予約権者は、上記に掲げる行使期間において、上記に掲げる事由が生じた場合を除き、2018年4月28日より本新株予約権の一部または全部を行使できるものとする。
 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第11回新株予約権（2018年4月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
新株予約権の数(個)	900	900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注)1	90,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,077(注)2.3	1,077(注)2.3
新株予約権の行使期間	自 2018年5月14日 至 2028年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の末日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（但し、上記3.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に50%を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

本新株予約権者は、上記に掲げる行使期間において、上記に掲げる事由が生じた場合を除き、2019年5月14日より本新株予約権の一部または全部を行使できるものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されました。

第12回新株予約権（行使価額修正条項付）

	第4四半期会計期間 (2019年10月1日から 2019年12月31日まで)	当事業年度 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	18,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	1,800,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	479
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	863,854
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	18,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,800,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	479
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	863,854

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2015年4月30日 (注)1	760	6,940,120	47	865,897	47	864,897
2015年5月31日 (注)2	1,000	6,941,120	12	865,909	12	864,909
2015年6月30日 (注)3	680	6,941,800	42	865,951	42	864,951
2015年7月31日 (注)4	800	6,942,600	49	866,001	49	865,001
2015年8月31日 (注)5	80	6,942,680	4	866,006	4	865,006
2015年9月30日 (注)6	50,000	6,992,680	23,136	889,142	23,136	888,142
2015年10月31日 (注)7	95,200	7,087,880	37,852	926,995	37,852	925,995
2015年11月30日 (注)8	70,000	7,157,880	25,167	952,163	25,167	951,163
2015年12月31日 (注)9	30,000	7,187,880	10,734	962,897	10,734	961,897
2016年1月31日 (注)10	1,920	7,189,800	99	962,996	99	961,996
2016年2月29日 (注)11	200	7,190,000	12	963,008	12	962,008
2016年3月31日 (注)12	800	7,190,800	49	963,058	49	962,058
2016年5月31日 (注)13	610,000	7,800,800	206,187	1,169,245	206,187	1,168,245
2017年7月31日 (注)14	800	7,801,600	49	1,169,295	49	1,168,295
2018年1月31日 (注)15	780,000	8,581,600	430,716	1,600,011	430,716	1,599,011
2018年2月28日 (注)16	420,000	9,001,600	201,358	1,801,370	201,358	1,800,370
2019年1月31日 (注)18	339,200	9,340,800	77,736	1,879,106	77,736	1,878,106
2019年2月28日 (注)19	185,400	9,526,200	40,849	1,919,956	40,849	1,918,956
2019年3月31日 (注)20	456,200	9,982,400	95,810	2,015,767	95,810	2,014,767
2019年4月30日 (注)21	334,300	10,316,700	96,096	2,111,863	96,096	2,110,863
2019年5月31日 (注)22	114,800	10,431,500	31,424	2,143,287	31,424	2,142,287
2019年6月30日 (注)23	191,300	10,622,800	46,261	2,189,549	46,261	2,188,549
2019年7月31日 (注)24	178,800	10,801,600	48,968	2,238,517	48,968	2,237,517

- (注) 1. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。
2. 新株予約権(第3回)の行使によるものであります。
3. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。
4. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。
5. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。
6. 新株予約権(第7回)の行使によるものであります。
7. 新株予約権(第3回、第5回、第7回)の行使によるものであります。
8. 新株予約権(第7回)の行使によるものであります。
9. 新株予約権(第7回)の行使によるものであります。
10. 新株予約権(第3回、第5回)によるものであります。
11. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。
12. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。
13. 新株予約権(第7回)の行使によるものであります。
14. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。
15. 新株予約権(第10回)の行使によるものであります。
16. 新株予約権(第10回)の行使によるものであります。
17. 2017年12月26日付「第三者割当てにより行使価額修正条項付き第10回新株予約権の発行及びコミットメント契約に関するお知らせ」にて開示しました第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金の用途につきまして、2018年12月14日付「行使価額修正条項付第10回新株予約権の資金用途変更に関するお知らせ」にて開示しましたとおり重要な変更が生じております。

(1) 変更の理由

当社は、第10回新株予約権発行及びその行使による調達資金を「(2) 変更の内容 <変更前>」に記載のとおり、 から 資金用途として充当することを予定しておりました。

このうち、 既存ネイティブアプリケーションである「櫻のキセキ」に係るマーケティング活動については、櫻坂46初の公式ゲームアプリとして、認知度の高さなどIPタイトルの優位性により当初想定していた規模より少ないマーケティング活動費用で2017年10月のリリースから11ヶ月で累計350万ダウンロードを突破するなど、第10回新株予約権の発行決議時点で見込んだよりも少ないマーケティング活動で、十分な周知効果を得ることができました。このことから、 既存ネイティブアプリケーションゲームである「櫻のキセキ」に係るマーケティング活動費用について充当額を減額することといたしました。

また、 新規ネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用についても、2タイトルのうち1本を知名度の高い他社のIPを題材として開発していることから、 と同様、IPタイトルの認知度の高さによる優位性のより、少ないマーケティング活動費用で十分な広告宣伝が期待されます。したがって、新規2タイトルのリリース前後から2020年6月までに行われるマーケティング活動に係る費用は限定的となる見込みであることから、同様に第10回新株予約権の調達資金からの充当額を減額すること及び支出予定時期を変更することといたしました。なお、かかるマーケティング活動費用については、第10回新株予約権により調達した資金を効率的かつ効果的に充当する方針でございますが、追加の費用が必要となった場合には、将来のキャッシュ・フローなどによる手元資金から充当する予定です。

一方、 2018年12月期以降のリリースを見据えて開発を進めてきたネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る第10回新株予約権の発行及び行使による調達資金に加え、手元資金からも充当することを予定しておりましたが、当社のゲーム事業への投資に手元資金を充てる必要があったことも影響し、手元資金からの新規ゲーム2タイトルの開発費用に充当できる金額が第10回新株予約権の発行決議時点よりも限定的となりました。

新ゲーム2タイトルは、競合タイトル群との明確な差別化を図り、競争力を高めるため、ゲームに画期的な要素を入れるとともに、高品質なキャラクターアートやストーリー・世界観を作ることが重要になっております。このように手元資金から充当できる金額が限定となるなかでも、2019年12月期中のリリースに向け、新規ゲーム2タイトルの開発費用に優先的に十分な資金を充て、競争力を確保することが当社の収益確保と持続的成長の観点から重要と判断し、 既存ゲームである「櫻のキセキ」及び 新規ゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用への充当額から減額した資金700,000,000円から、第10回新株予約権の行使価額の修正による当初差引手取概算額からの減少分である375,410,000円を控除した324,590,000円を、 2019年12月期リリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用に追加充当することといたしました。

以上のとおり、第10回新株予約権の発行により調達した資金を新規ゲーム2タイトルの開発費用に優先的に充当することにより、当社の収益確保と持続的成長を図るため、資金用途を「(2) 変更の内容 <変更後>」のとおり変更いたしました。

(2) 変更の内容

第10回新株予約権の発行及びその行使により調達する資金の使途の変更内容は、以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

<変更前>

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
既存ネイティブアプリケーションゲーム「櫛のキセキ」のマーケティング活動費用	<u>400,000,000</u>	2018年1月～ 2019年6月
2018年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用	<u>200,000,000</u>	2018年2月～ 2019年12月
2018年12月期以降にリリース予定の上記のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用	<u>800,000,000</u>	2018年2月～ 2019年12月
金融機関からの短期借入金の返済資金	229,560,000	2018年1月～ 2018年8月
合計	<u>1,629,560,000</u>	-

<変更後>

具体的な使途	金額(円)	うち充当済み金額(円)(注)	支出予定時期
既存ネイティブアプリケーションゲーム「櫛のキセキ」のマーケティング活動費用	<u>200,000,000</u>	200,000,000	2018年1月～ 2019年6月
2019年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用	<u>524,590,000</u>	524,590,000	2018年2月～ 2019年12月
2019年12月期以降にリリース予定の上記のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用	<u>300,000,000</u>	153,984,000	2019年1月～ 2020年6月
金融機関からの短期借入金の返済資金	229,560,000	229,560,000	充当済み
合計	<u>1,254,150,000</u>	1,108,134,000	-

(注) この有価証券報告書提出日までの充当済み金額であります。

18. 新株予約権(第12回)の行使によるものであります。
19. 新株予約権(第12回)の行使によるものであります。
20. 新株予約権(第12回)の行使によるものであります。
21. 新株予約権(第12回)の行使によるものであります。
22. 新株予約権(第12回)の行使によるものであります。
23. 新株予約権(第12回)の行使によるものであります。
24. 新株予約権(第12回)の行使によるものであります。
25. 2020年1月1日から2020年2月29日までの間に、新株予約権(第3回)の行使により、発行済株式総数が143,320株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,791千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	15	30	67	29	34	10,551	10,726	-
所有株式数(単元)	-	6,450	8,520	1,324	2,699	233	88,757	107,983	3,300
所有株式数の割合(%)	-	5.97	7.89	1.23	2.50	0.22	82.19	100	-

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
安徳孝平	東京都港区	827,560	7.66
公文善之	東京都目黒区	827,560	7.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	461,400	4.27
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	330,600	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	159,000	1.47
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	121,900	1.13
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	94,806	0.88
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	82,200	0.76
蜂谷玲子	神奈川県横浜市旭区	64,000	0.59
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 1 33 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	63,200	0.59
計	-	3,032,226	28.07

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式の内訳は、信託口5が175,900株、信託口2が75,200株、信託口6が71,400株、信託口が67,700株、信託口1が51,500株、信託口7が19,700株であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,798,300	107,983	-
単元未満株式	普通株式 3,300	-	-
発行済株式総数	10,801,600	-	-
総株主の議決権	-	107,983	-

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図りつつ、株主に対する利益還元も経営の最重要課題であると考えております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、総配分性向20%を目途とした業績に応じた株主配当を継続的に実施させていただき方針です。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

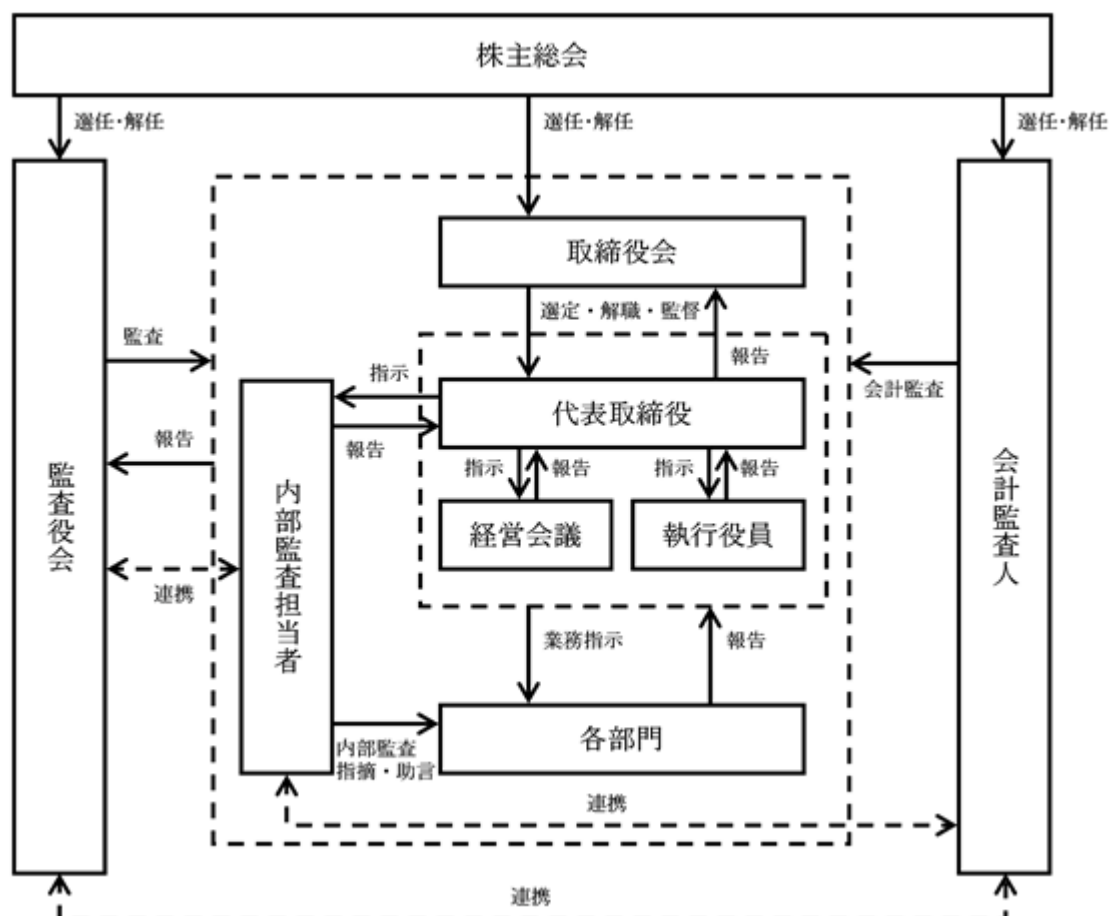
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値を継続的に高めていくためには、迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全性と透明性を高める経営監視システムを強化し、機能させることが極めて重要だと認識し、ステークホルダーの信頼維持のため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は執行役員制度を採用しており、取締役会で決定された業務執行は代表取締役の指揮命令のもと各部門担当役員が責任と権限を委譲され、各々の担当業務を遂行しております。

当社の機関及び内部統制の概要は、下記のとおりであります。



a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）により構成されております。取締役会の議長は代表取締役安徳孝平が務めており、その他の構成員は取締役公文善之、取締役高木和成、取締役川平一人、社外取締役公文俊平であります。取締役会では、監査役出席の下、決定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、監査役より必要に応じて意見を頂いております。

b. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役3名（うち社外監査役3名）により構成されております。取締役会に出席するとともに、原則として毎月1回の監査役会を開催し、当社の経営に対する監視及び取締役の業務執行の適法性について監査を行っております。また、監査役会で定めた監査役監査方針・計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役・取締役・執行役員・会計監査人・内部監査担当者・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。なお、監査役会の議長は社外監査役志村直幸が務めており、その他の構成員は社外監査役安川新一郎、社外監査役安達裕であります。

c. 経営会議

当社では、事業の意思決定の迅速化を目的に経営会議を毎週開催し、代表取締役・取締役・執行役員が出席して業務上の重要事項について審議・決定すると共に全社的な調整や対策ができる仕組みとなっております。なお、経営会議の議長は代表取締役安徳孝平が務めており、その他の構成員は取締役公文善之、取締役高木和成、取締役川平一人であります。

これらの有機的な連動により効果的な組織体制を構築しております。

監査役3名は全員社外監査役であり、独立性が高く、うち志村直幸は公認会計士であり財務会計に関する専門的な知見を有しており、安川新一郎はIT分野における幅広い知見を有するものであります。安達裕は弁護士として法律に関する専門的な知識を有する者であります。

従いまして、それぞれの経験・知識に基づき、コーポレート・ガバナンスの視点の上での監視・監督・監査機能の専門性、客観性及び独立性は十分担保されているものと考えており、現状の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社におきましては、財務報告に係る「内部統制基本方針」を定め、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、管理本部長のもと、経営会議メンバーを中心として、経理財務担当、総務担当、人事部長、技術部長（社内情報システム管理業務を担当）、内部監査担当との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、管理本部長並びに常勤監査役への相談及び不正行為を通報する仕組みであるホットラインを設置しています。

これにより、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、法令遵守体制の構築を目的としてコンプライアンス規程を定め、管理本部長を責任者としております。当社の業務に従事するもの一人ひとりが職務を遂行するにあたり準拠すべき「行動規範」を徹底し、コンプライアンスに関する取り組みを行ってまいります。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、子会社の業務の適正を確保するため、リスク管理体制の整備に努めております。リスクを統括管理するため、取締役会または経営会議にて、リスクの状況について、各子会社の代表取締役または担当者より報告を受け、各種リスクの状況把握・管理を行っております。また危機事態への対応に関しましては、専門性を有する顧問弁護士・税理士等との連携により危機対応体制を整備しております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役1名及び社外監査役3名との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額を限度としております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は3名以上9名以内とする旨、定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議事項

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

剰余金の配当の決定機関

当社は、機動的な利益還元を可能とする資本政策を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

責任免除の内容の概要

当社は、定款において、会社法第426条第1項の規定により、役員（役員であった者を含む）が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができることとしております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限ります。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたりその能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	安徳 孝平	1971年12月6日生	1996年4月 (株)イェルネット取締役就任 1999年6月 ピー・アイ・エム(株)取締役就任 2000年8月 ヤフー(株)入社 2009年5月 当社代表取締役就任 2011年6月 当社取締役就任 2011年9月 当社執行役員就任 2012年2月 当社プロダクト本部長就任 2014年3月 当社代表取締役就任(現任)	(注) 1	970,880
取締役 執行役員 プロダクト開発部 部長	公文 善之	1974年12月26日生	1999年6月 ピー・アイ・エム(株)取締役就任 2000年8月 ヤフー(株)入社 2009年5月 当社代表取締役就任 2011年6月 当社取締役就任(現任) 2011年9月 当社執行役員就任(現任) 2012年2月 当社プロダクト本部副本部長就任 2014年3月 当社プロダクト本部長就任(現任)	(注) 1	970,880
取締役 執行役員 管理本部長	高木 和成	1968年11月13日生	1996年4月 ジャスコ(株)(現イオン(株))入社 1997年7月 (株)ソフマップ入社 総合企画室長 2003年5月 (株)マリンコンサルティング入社 部長 2005年12月 (株)エイドステーション入社 部長 2011年6月 当社入社 2014年3月 当社執行役員管理本部長就任(現任) 2015年3月 当社取締役就任(現任)	(注) 1	3,000
取締役	公文 俊平 (注) 4	1935年1月20日生	1970年1月 カナダ カールトン大学客員准教授 1971年9月 経済企画庁客員研究官 1978年1月 東京大学教養学部教授 1988年12月 米国ワシントン大学客員・研究教授 1990年9月 国際大学教授 1993年10月 国際大学グローバル・コミュニケーション センター所長 1996年3月 (公財)ハイパーネットワーク社会研究所 理事長 2004年4月 多摩大学情報社会学研究所長(現任) 2013年6月 (公財)ハイパーネットワーク社会研究所 評議員会会長 2014年3月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 多摩大学情報社会学研究所長	(注) 1	300
取締役 執行役員 技術本部長	川平 一人	1974年11月9日生	1996年4月 (株)ゲームアーツ入社 2006年12月 (株)トイロジック入社 執行役員 2015年5月 当社入社 PMO室長 2016年7月 当社執行役員 CTO就任(現任) 2017年1月 当社技術本部長就任(現任) 2018年3月 当社取締役就任(現任)	(注) 1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	志村 直幸 (注) 5	1964年 2月 1日生	1992年10月 明和監査法人(現仰星監査法人)入所 1999年 8月 公認会計士志村直幸事務所所長(現任) 2005年 3月 志村直幸税理士事務所所長 2011年 6月 当社監査役就任(現任) 2011年10月 ㈱ゲオホールディングス社外取締役就任 2014年 8月 ファロス税理士法人社員就任(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士志村直幸事務所所長 ファロス税理士法人社員	(注) 2	-
監査役	安川 新一郎 (注) 5	1968年 1月 3日生	1991年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー ジャパン入社 1995年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー シカゴ事務所 1999年 4月 ソフトバンク㈱入社 社長室長 2006年 4月 日本テレコム㈱入社 執行役員 インターネット・データ事業本部長 2008年10月 ソフトバンクモバイル㈱入社 執行役員法人事業推進本部本部長 2013年 4月 エス・エム・エス㈱入社 事業開発品部長 2016年 1月 グレートジャーニー合同会社 代表社員(現任) 2017年 3月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) グレートジャーニー合同会社代表社員	(注) 3	-
監査役	安達 裕 (注) 5	1984年12月23日生	2008年 9月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2008年 9月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2015年 6月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得 2017年 4月 潮見坂総合法律事務所入所(現任) 2020年 3月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 潮見坂総合法律事務所弁護士	(注) 2	-
計					1,945,060

- (注) 1. 取締役の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役 志村直幸、安達裕の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査役 安川新一郎の任期は、2016年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役 公文俊平は、社外取締役であります。
5. 監査役 志村直幸、安川新一郎、安達裕は、社外監査役であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役公文俊平は、多摩大学情報社会学研究所長を兼務しております。当社と多摩大学との間に特別な関係はありません。なお、同氏は、当社の株主として資金的関係があります。また、同氏は、当社取締役である公文善之と三親等以内の親族関係にあります。

社外監査役志村直幸は、公認会計士志村直幸事務所の所長及びファロス税理士法人の社員を兼務しております。当社と公認会計士志村直幸事務所、ファロス税理士法人との間に特別な関係はありません。

社外監査役安川新一郎は、グレートジャーニー合同会社の代表社員を兼務しております。当社とグレートジャーニー合同会社との間に特別な関係はありません。

社外監査役安達裕は、潮見坂綜合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と潮見坂綜合法律事務所との間に特別な関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとするを選任基準のひとつと考えております。社外取締役1名及び社外監査役3名は、当社のコーポレート・ガバナンスにおける、経営の健全性・透明性向上を果たす機能及び役割を担っております。なお、内部監査及び会計監査人との相互連携につきましては前記の通り、情報を共有し、連携体制をとっております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は3名で、全員が社外監査役であります。

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。監査役は取締役会に出席し、独立した立場から経営に対する適正な監視を行っております。また、監査役は定期的に内部監査担当者と共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有することで、連携を図っております。なお、監査役志村直幸は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査担当者1名が内部監査業務を実施しております。年間の内部監査計画に則り全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に都度報告する体制となっております。また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有することで、連携を図っており、内部統制の有効性の向上に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東邦監査法人

b. 業務を執行した公認会計士の氏名

神戸 宏明

藤崎 研多

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

d. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人としての独立性及び品質管理体制、並びに専門性の有無、当社が展開する事業分野への理解等を総合的に勘案し、検討した結果、東邦監査法人が適任と判断いたしました。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証を重ねております。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

f. 監査法人の異動

当社の監査人は次のとおり異動しております。

前々事業年度 新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）
前事業年度 東邦監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

東邦監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）

(2) 異動の年月日

2018年3月28日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2017年3月29日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）は、2018年3月28日開催の第9期定時株主総会終結時をもって任期満了により退任となりました。これに伴い、新たに会計監査人として東邦監査法人を選任いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意（56）d（f）iから の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
16,200	-	16,200	-

b. その他重要な報酬の内容
該当事項はありません。

c. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針
当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査日数等を勘案し、会社法第399条第1項の定めのとおり、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画・監査の実施状況・報酬見積りの算出根拠等の資料を入手し、会計監査人の報酬等について必要な検討を行いました。審議の結果これらについて妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、役員報酬が客観的に適正な水準であり、公明かつ合理的なプロセスを経て決定されることが、コーポレート・ガバナンス上極めて重要であるとの考えのもと、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を考慮するなど、客観的かつ合理的な視点も加味した上で、具体的な報酬額を代表取締役が決定しております。また、報酬の算定方法については全取締役との協議により決定しております。

当社の役員報酬等に関しては、2011年6月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億5千万円（定款で定める取締役の員数は3名以上9名以内であり、当該臨時株主総会の終結時の取締役は4名）、監査役の報酬限度額は年額5千万円（定款で定める監査役の員数は3名以上であり、当該臨時株主総会の終結時の監査役は3名）と決議されており、かかる報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

基本報酬は、各役員の役位・職責に応じて、当社の従業員給与水準及び同業又は同規模の他企業における支給水準を参考として支給額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、責任範囲の大きさ、業績等を勘案して決定しております。当事業年度における基本報酬は、2019年3月27日開催の取締役会における決議に基づき、代表取締役が各取締役の報酬額を決定いたしました。各監査役の報酬額は、その職務の独立性という観点から、監査役会における協議の上、決定しております。当事業年度における基本報酬は、2019年3月27日開催の監査役会において、決定いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役	92,724	92,724	-	-	-	5
(うち社外取締役)	(6,000)	(6,000)	-	-	-	(1)
監査役	12,000	12,000	-	-	-	3
(うち社外監査役)	(12,000)	(12,000)	-	-	-	(3)
合計	104,724	104,724	-	-	-	8
	(18,000)	(18,000)	-	-	-	(4)

役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

投資株式の区分は、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、専ら業務提携による関係強化、取引先及び当社の企業価値の維持・向上等を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、モバイルゲーム及び周辺サービス事業に注力するため、当面は、上場株式を保有しない方針であり、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式についての保有方針を有しておりません。なお、今後、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有する場合、中長期的な企業価値向上の観点から、保有の合理性を個別に賛否を判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)
非上場株式	2	90
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2018年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、東邦監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	2.4%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.8%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人、株式会社プロネクサス等が主催する各種セミナー等に参加しているほか、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,029,319	2,890,314
売掛金	463,137	2,331,410
前払費用	121,188	125,985
前渡金	-	27,500
その他	4,654	2,72,274
流動資産合計	1,618,299	1,447,484
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	90	90
関係会社株式	0	0
関係会社長期貸付金	10,000	10,000
敷金及び保証金	241,757	268,664
長期前払費用	3,901	1,437
投資その他の資産合計	255,748	280,191
固定資産合計	255,748	280,191
資産合計	1,874,048	1,727,676
負債の部		
流動負債		
買掛金	205,476	192,024
1年内返済予定の長期借入金	-	2,550,000
リース債務	893	893
未払金	95,536	107,432
未払費用	38,272	33,827
未払法人税等	20,666	16,437
前受金	91,477	39,077
預り金	13,257	10,738
その他	50,464	7,175
流動負債合計	516,046	957,606
固定負債		
リース債務	1,564	670
資産除去債務	50,035	50,509
固定負債合計	51,599	51,179
負債合計	567,645	1,008,785
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,801,370	2,238,517
資本剰余金		
資本準備金	1,800,370	2,237,517
資本剰余金合計	1,800,370	2,237,517
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,354,780	3,824,365
利益剰余金合計	2,354,780	3,824,365
株主資本合計	1,246,960	651,669
新株予約権	59,442	67,221
純資産合計	1,306,402	718,890
負債純資産合計	1,874,048	1,727,676

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	5,449,018	3,959,923
売上原価	2 5,271,060	4,657,398
売上総利益又は売上総損失()	177,957	697,475
販売費及び一般管理費	1 894,298	1 758,909
営業損失()	716,340	1,456,385
営業外収益		
受取利息	11	84
還付消費税等	8,906	-
債務整理益	-	8,576
その他	910	634
営業外収益合計	9,828	9,295
営業外費用		
支払利息	835	11,751
為替差損	336	111
株式交付費	4,867	3,748
その他	120	9
営業外費用合計	6,160	15,620
経常損失()	712,671	1,462,710
特別利益		
固定資産売却益	3 5,000	-
特別利益合計	5,000	-
特別損失		
減損損失	4 9,136	4 4,585
特別損失合計	9,136	4,585
税引前当期純損失()	716,808	1,467,295
法人税、住民税及び事業税	2,291	2,290
法人税等合計	2,291	2,290
当期純損失()	719,099	1,469,585

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	956,686	18.7	861,030	18.5
経費		4,169,764	81.3	3,796,368	81.5
当期製品製造原価		5,126,450	100.0	4,657,398	100.0
期首商品たな卸高		13,188		-	
当期商品仕入高		131,421		-	
合計		144,609		-	
期末商品たな卸高		-		-	
当期売上原価		5,271,060		4,657,398	

1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
支払手数料(千円) 2	2,755,577	2,102,230
外注費(千円)	779,070	1,117,586

2. プラットフォーム事業者等への支払手数料になります。

3. 原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,169,295	1,168,295	1,168,295	1,635,680	1,635,680	701,910	41,301	743,211
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	632,074	632,074	632,074			1,264,149		1,264,149
当期純損失（ ）				719,099	719,099	719,099		719,099
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							18,140	18,140
当期変動額合計	632,074	632,074	632,074	719,099	719,099	545,049	18,140	563,190
当期末残高	1,801,370	1,800,370	1,800,370	2,354,780	2,354,780	1,246,960	59,442	1,306,402

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,801,370	1,800,370	1,800,370	2,354,780	2,354,780	1,246,960	59,442	1,306,402
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	437,147	437,147	437,147			874,294		874,294
当期純損失（ ）				1,469,585	1,469,585	1,469,585		1,469,585
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							7,779	7,779
当期変動額合計	437,147	437,147	437,147	1,469,585	1,469,585	595,291	7,779	587,511
当期末残高	2,238,517	2,237,517	2,237,517	3,824,365	3,824,365	651,669	67,221	718,890

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	716,808	1,467,295
減損損失	9,136	4,585
無形固定資産売却損益 (は益)	5,000	-
受取利息及び受取配当金	11	84
支払利息	835	11,751
為替差損益 (は益)	336	111
売上債権の増減額 (は増加)	330,481	131,727
たな卸資産の増減額 (は増加)	13,188	-
その他の資産の増減額 (は増加)	10,608	34,811
仕入債務の増減額 (は減少)	85,246	13,452
株式報酬費用	15,940	7,789
株式交付費	4,867	3,748
未払金の増減額 (は減少)	18,016	11,895
未払消費税等の増減額 (は減少)	55,551	96,129
その他の負債の増減額 (は減少)	5,047	67,674
小計	379,087	1,507,837
利息の支払額	324	11,751
法人税等の支払額	2,291	2,291
法人税等の還付額	3	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	381,701	1,521,878
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,971	4,585
無形固定資産の取得による支出	4,165	-
関係会社貸付けによる支出	-	6,040
敷金及び保証金の差入による支出	2,528	26,934
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,664	37,559
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (は減少)	308,200	-
長期借入れによる収入	-	550,000
新株予約権の発行による収入	2,250	10,440
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,259,281	860,105
その他	-	206,724
財務活動によるキャッシュ・フロー	953,331	1,213,820
現金及び現金同等物に係る換算差額	336	111
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	559,628	345,729
現金及び現金同等物の期首残高	469,690	1,029,319
現金及び現金同等物の期末残高	1,029,319	1,683,589

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度まで4期連続となる営業損失及び5期連続となるマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、当事業年度においても、新規タイトルの開発コストが先行して計上されることから、営業損失1,456,385千円、マイナスの営業キャッシュ・フロー1,521,878千円となりました。

これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消し事業基盤及び財務基盤の安定化を実現するために、以下の対応策を講じております。

事業基盤の安定化

既存タイトルについては、品質管理による収益力の強化、外注先や運営体制の見直しを継続的に行うことによるコスト削減を行ってまいります。新規タイトルについては、直近配信したタイトルの海外展開の推進、他社IPタイトルとのコラボレーション実施など効果的な運営により、売上収益の拡大を進めてまいります。また、IPタイトルの自社開発と中国企業との共同開発に分散することにより、開発に伴う各種リスクの低減を図りながら、開発スケジュールの遅延等による開発費の増加が生じないように努めてまいります。なお、収益性が高く見込まれるタイトルに対して優先的に開発・運営人員を配置することにより、当社の収益改善を図ってまいります。

財務基盤の安定化

財務面につきましては、2019年1月7日付で発行した第三者割当による行使価額修正条項付第12回新株予約権が2019年7月30日までにすべて行使された結果、864,294千円の資金調達をしております。また、取引金融機関1社から550,000千円の借入を行っております。今後については、複数社の取引金融機関や協業先と良好な関係性を築いておりますので、引き続き協力を頂くための協議を進めております。売上高やコスト等の会社状況を注視し、必要に応じて速やかな各種対応策の実行をしてまいります。

しかしながら、既存タイトルの売上動向、新規タイトルの売上見込及び運営タイトルの各種コスト削減については将来の予測を含んでおり、当事業年度においては引き続き業績の回復状況を慎重に見極める必要があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2～5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
減価償却累計額	106,606千円	106,606千円

2 自己信託により流動化した債権等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
現金及び預金	- 千円	206,724千円
売掛金	-	331,410
その他	-	11,865

流動化した債権等は金融取引として処理しており、対応する債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	- 千円	550,000千円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27%、当事業年度18%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73%、当事業年度82%であります。
主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	109,024千円	104,724千円
給料手当及び賞与	111,105	112,460
広告宣伝費	238,318	135,415
支払手数料	99,232	101,811
外注費	105,738	87,056

- 2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
	86,283千円	- 千円

- 3 固定資産売却益の内容はソフトウェアの譲渡によるものであります。

4 減損損失

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社 (東京都港区)	事業所用設備	工具、器具及び備品	4,971千円
		ソフトウェア	4,165千円

当社は、単一事業である事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、経営資源を集中する観点から開発を進めてまいりました女性向けタイトルを凍結いたしました。「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の有形無形固定資産について、当初想定していた収益と今後発生することが見込まれる収益に差異が生じ、減損の兆候が把握されたことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(9,136千円)として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローの発生が見込まれないためゼロとして算定しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社 (東京都港区)	事業所用設備	工具、器具及び備品	4,585千円

当社は、単一事業である事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、既存タイトルの売上高が周年イベントの盛り上がり欠けるなどの理由から落ち込みました。「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の有形無形固定資産について、当初想定していた収益と今後発生することが見込まれる収益に差異が生じ、減損の兆候が把握されたことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(4,585千円)として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローの発生が見込まれないためゼロとして算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	7,801,600	1,200,000	-	9,001,600

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,200,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第9回新株予約権	普通株式	180,000	-	-	180,000	1,620
	第11回新株予約権	普通株式	-	90,000	-	90,000	2,250
	ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	55,572
合計		-	180,000	90,000	-	270,000	59,442

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,001,600	1,800,000	-	10,801,600

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,800,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第9回新株予約権	普通株式	180,000	-	-	180,000	1,620
	第11回新株予約権	普通株式	90,000	-	-	90,000	2,250
	第12回新株予約権	普通株式	-	1,800,000	1,800,000	-	-
	ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	63,351
合計		-	270,000	1,800,000	1,800,000	270,000	67,221

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	1,029,319千円	890,314千円
自己信託に供している預金	-	206,724
現金及び現金同等物	1,029,319	683,589

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、「工具、器具及び備品」であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
1年内	191,531	235,900
1年超	-	216,241
合計	191,531	452,142

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賅っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。また、短期的な運転資金は金融機関より調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

関係会社株式は、非上場の子会社株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であり、金融機関より調達をしております1年内返済予定の長期借入金は1年以内の支払期日であるため、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、未払金、1年内返済予定の長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2018年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,029,319	1,029,319	-
(2) 売掛金	463,137	463,137	-
(3) 敷金及び保証金	241,757	232,980	8,776
資産計	1,734,213	1,725,436	8,776
(1) 買掛金	205,476	205,476	-
(2) 未払金	95,536	95,536	-
負債計	301,012	301,012	-

当事業年度（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	890,314	890,314	-
(2) 売掛金	331,410	331,410	-
(3) 敷金及び保証金	268,664	263,819	4,844
資産計	1,490,388	1,485,543	4,844
(1) 買掛金	192,024	192,024	-
(2) 未払金	107,432	107,432	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	550,000	550,000	-
負債計	849,456	849,456	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間における国債の利率で割引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金

当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度(2018年12月31日) (千円)	当事業年度(2019年12月31日) (千円)
投資有価証券	90	90
関係会社株式	0	0

これらについては、市場価格がなく、且つ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記算定対象には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,029,319	-	-	-
売掛金	463,137	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	222,257
合計	1,492,456	-	-	222,257

(注) 敷金及び保証金のうち資金決済法に基づく供託金19,500千円については、償還予定を明確に把握することが出来ないため、上表には含めておりません。

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	890,314	-	-	-
売掛金	331,410	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	231,664
合計	1,221,724	-	-	231,664

(注) 敷金及び保証金のうち資金決済法に基づく供託金37,000千円については、償還予定を明確に把握することが出来ないため、上表には含めておりません。

4. 1年内返済予定の長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	550,000	-	-	-	-
合計	550,000	-	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 子会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

投資有価証券(貸借対照表計上額90千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 子会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

投資有価証券(貸借対照表計上額90千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
販売費及び一般管理費	15,940	7,789

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2010年5月14日株主総会 第3回 ストック・オプション	2011年6月30日株主総会 第5回 ストック・オプション	2014年12月16日取締役会 第6回 ストック・オプション	2017年3月29日取締役会 第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 2名 当社従業員 8名 当社関係会社従業員 1名	当社従業員 54名	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 28名 当社関係会社従業員 1名	当社取締役 3名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 1,192,720株	普通株式 100,520株	普通株式 232,000株	普通株式 132,000株
付与日	2010年5月17日	2011年9月28日	2015年1月6日	2017年4月13日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社等の従業員等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した従業員等については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>また、新株予約権者が社外協力者として認定された地位に該当しなくなった場合においては、当社取締役会において特に認めた場合には、当社取締役会の決定に従い新株予約権を行使することができるものとする。(注)2</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した取締役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。(注)2</p>	<p>新株予約権者は、2015年12月期から2021年12月期までのいずれかの期において、当社の営業利益が20億円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができるものとする。</p> <p>また、新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任または退職した取締役、監査役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。(注)2</p>	<p>新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づいて本新株予約権の割当日以降に提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。)、または四半期報告書に記載された連結四半期損益計算書(四半期報告書における四半期損益計算書についても同様。)において、営業利益を計上した場合に、営業利益を最初に計上した期の有価証券報告書、または四半期の四半期報告書の提出日の翌月1日から2027年4月17日までに、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任または退職した取締役、監査役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。(注)2</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2012年5月18日 至 2020年5月17日	自 2013年9月28日 至 2021年9月27日	自 2016年4月1日 至 2023年1月6日	自 2017年4月13日 至 2027年4月12日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2012年9月11日付株式分割(1株につき20株の割合)及び2013年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 上記のほか、細目については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2019年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2010年5月14日株主総会 第3回 ストック・オプション	2011年6月30日株主総会 第5回 ストック・オプション	2014年12月16日株主総会 第6回 ストック・オプション	2017年3月29日株主総会 第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	154,000	125,400
付与	-	-	-	-
失効	-	-	2,000	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	152,000	125,400
権利確定後 (株)				
前事業年度末	286,640	3,120	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	286,640	3,120	-	-

(注) 2012年9月11日付株式分割(1株につき20株の割合)及び2013年10月1日付株式分割(1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2010年5月14日株主総会 第3回 ストック・オプション	2011年6月30日株主総会 第5回 ストック・オプション	2014年12月16日取締役会 第6回 ストック・オプション	2017年3月29日取締役会 第8回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25	124	1,615	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	500	51,300

(注) 2012年9月11日付株式分割(1株につき20株の割合)及び2013年10月1日付株式分割(1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

3. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 188,324千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 -千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	876,871千円	1,106,599千円
一括償却資産	3,217	2,187
資産除去債務	14,663	15,465
仕掛開発費	159,962	417,454
投資有価証券評価損	15,242	15,925
長期貸付金	21,239	22,192
前渡金	2,855	850
新株予約権	16,060	19,165
減価償却超過額	23,439	19,874
その他	10,745	14,717
繰延税金資産小計	1,144,297	1,634,432
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	1,106,599
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	527,833
評価性引当額小計	1,144,297	1,634,432
繰延税金資産合計	-	-

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (注)	-	-	-	-	-	1,106,599	1,106,599
評価性引当額	-	-	-	-	-	1,106,599	1,106,599
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.272～1.135%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
期首残高	49,574千円	50,035千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	460	474
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	50,035	50,509

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、エンターテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てエンターテインメント事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に存在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
Apple Inc.	1,635,971
Google Inc.	1,034,420
グリー株式会社	973,933

(注)当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てエンターテインメント事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に存在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
Apple Inc.	1,066,992
グリー株式会社	862,194
Google Inc.	741,906

(注)当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当事業年度において、固定資産の減損損失9,136千円を計上しておりますが、当社では、エンターテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度において、固定資産の減損損失4,585千円を計上しておりますが、当社では、エンターテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	138.53円	60.33円
1株当たり当期純損失金額 ()	81.06円	142.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純損失金額 ()		
当期純損失金額 () (千円)	719,099	1,469,585
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失金額 () (千円)	719,099	1,469,585
期中平均株式数 (株)	8,870,750	10,279,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	51,515	-	-	51,515	51,515	-	-
工具、器具及び備品	55,090	4,585	4,585 (4,585)	55,090	55,090	-	-
有形固定資産計	106,606	4,585	4,585 (4,585)	106,606	106,606	-	-
無形固定資産							
商標権	387	-	-	387	387	-	-
ソフトウェア	43,912	-	-	43,912	43,912	-	-
無形固定資産計	44,299	-	-	44,299	44,299	-	-
長期前払費用	3,901	26,986	29,450	1,437	-	-	1,437

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

資産の種類	資産の内容	増減額 (千円)
長期前払費用	業務委託契約に係る対価及びライセンス使用料	26,986
		29,450

2. 当期減少額欄の () 内は、減損損失の計上額を内数で表示しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年内返済予定の長期借入金	-	550,000	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	893	893	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,564	670	-	2021年
合計	2,457	551,564	-	-

(注) 1. 1年内返済予定の長期借入金の平均利率については、自己信託により流動化した債権等を金融取引として処理しているため、平均利率は記載しておりません。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内(千円)
リース債務	670

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	604
預金	
普通預金	889,710
小計	890,314
合計	890,314

ロ．売掛金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
グリー株式会社	87,344
Apple Inc.	54,298
Google Inc.	41,363
株式会社ディー・エヌ・エー	37,855
株式会社サイバーエージェント	21,106
その他	89,441
合計	331,410

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
463,137	2,914,407	3,046,134	331,410	90.2	49.8

（注）当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．前払費用
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
モルガン・スタンレー・クレジット・プロダクツ・ジャパン株式会社	32,266
森ビル株式会社	17,251
Unity Technologies Aps	9,622
App Annie	9,592
Activ8株式会社	8,580
その他	48,672
合計	125,985

固定資産
敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
森ビル株式会社	182,947
ヒューリック株式会社	48,716
東京法務局	37,000
合計	268,664

流動負債
イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社Prime number	91,885
株式会社ビジュアライズ	26,726
あまた株式会社	25,300
株式会社デジタルハーツ	12,322
株式会社アストロプロス	5,387
その他	30,402
合計	192,024

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
American Express International, Inc.	14,567
イー・ガーディアン株式会社	10,785
エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社	9,680
一般社団法人日本音楽著作権協会	8,873
enish China Limited	6,886
その他	56,639
合計	107,432

（３）【その他】

当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高（千円）	1,105,552	2,049,874	3,063,460	3,959,923
税引前四半期（当期）純損失金額（ ）（千円）	397,441	766,559	1,067,536	1,467,295
四半期（当期）純損失金額（ ）（千円）	398,044	767,704	1,069,254	1,469,585
1株当たり四半期（当期）純損失金額（ ）（円）	41.81	78.52	105.83	142.97

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額（ ）（円）	41.81	36.06	28.07	37.06

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヵ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載を行います。なお、電子公告は当社ホームページ上に掲載する予定であります。 http://www.enish.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第10期)(自 2018年1月1日 至 自 2018年12月31日)
2019年3月28日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2019年3月28日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
(第11期第1四半期)(自 2019年1月1日 至 自 2019年3月31日)
2019年5月14日関東財務局長に提出。
(第11期第2四半期)(自 2019年4月1日 至 自 2019年6月30日)
2019年8月13日関東財務局長に提出。
(第11期第3四半期)(自 2019年7月1日 至 自 2019年9月30日)
2019年11月13日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
2019年3月27日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。
2020年3月25日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月26日

株式会社 enish
取締役会 御中

東邦監査法人

指定社員 公認会計士 神戸 宏明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤寄 研多
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社enishの2019年1月1日から2019年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社enishの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、前事業年度まで4期連続となる営業損失及び5期連続となるマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、当事業年度においても営業損失1,456,385千円、マイナスの営業キャッシュ・フロー1,521,878千円となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社enishの2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社enishが2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。